

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校教科書採択基本方針

和歌山市教育委員会

教科書は、教育課程の編成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられ、子供の学習に供される極めて重要なものである。よって、和歌山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法の理念及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、教科書採択関連法令等に基づき、和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり基本方針を定める。

- 1 教育基本法の理念及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、和歌山市が目指す子供の姿の実現のため、教育委員会の責任において教科書の採択を適正かつ公正に行う。
- 2 適切な教科書を採択するために、見本の提供があったすべての教科書の内容について、十分かつ綿密な調査研究を行う。
- 3 教科書の採択を適正かつ公正に行うために、静ひつな採択環境を確保する。
- 4 採択の基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択終了後に採択に関する情報を公開するなど、開かれた教科書採択の推進に努める。

令和5年4月1日